6　電源設備	電源設備（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）の区分ごとに届出書の写しと照合し、確認する。

注　法第27条の6第3項の届出書の写しと事実が相違する場合は、相違点を明記すること。

第三項第1号の表5の項具体的な点検の実施方法等の欄ク中「指定」の次に「（包括免許に係る特定無線局にあっては、届出）」を加える。

○総務省告示第三百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
1　施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる基地局	860MHzを超え890MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注1） 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下（注2） 2,595MHzを超え2,645MHz以下
2　施行規則第15条の2第2項第3号に掲げる陸上移動中継局	815MHzを超え845MHz以下 860MHzを超え890MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注1） 1,920MHzを超え1,980MHz以下 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下（注2） 2,595MHzを超え2,645MHz以下

注1　平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号㈡に掲げる区域に係るものに限る。

2　平成26年12月31日までの間は、2,555MHzを超え2,575MHz以下とする。

○総務省告示第三百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

法第十九条の七第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
次世代の党参議院比例第一支部	中野　正志	伊藤　清二	宮城県仙台市青葉区中央二―七―三〇	参議院議員	二六、八、一
日本維新の会参議院比例区第65支部	儀間　光男	渡慶次柴英三	沖縄県那覇市おもろまち三―五―	参議院議員	二六、八、一

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大阪推進党	林　英樹	長野　滋子	大阪府守口市金田町二―六―七	二六、二四
沖縄皇誠会	桝田金一郎	吉本　英正	沖縄県中頭郡北谷町北前四一六	二六、七、一四
経友会	森重　知之	渡部　仁志	山口県山口市神田町五―一一	二六、七、一五
公正会	末永　公正	福盛　貫介	長崎県佐世保市烏帽子町三一八―三	二六、七、一七
政経同志会	大日方　登	大日方　登	東京都江東区大島二―一八―一五	二六、七、四
政治結社四天塾	宮島　實	前川　豊	東京都北区赤羽北一―二〇―三	二六、五、二〇
政治結社侍友会	長田　信彦	長田　信彦	大阪府大阪市東淀川区西淡路四―二二―一三	二六、六、一七
政治結社誠道志団勇盛同志会	阿久津　勇	戸上　盛行	栃木県宇都宮市岩曽町一三五―一一一	二六、七、八
政治結社天行会	宮島　實	前川　豊	東京都北区赤羽北一―二〇―三	二六、五、二〇
政治結社報仁塾	伊田　勝之	松永　利明	大阪府大阪市北区中崎二―五―一	二六、四、八
選挙ＪＡＭ	宮腰　崇文	石田　裕	東京都八王子市松が谷五二―九	二六、六、九
全国保育政治連盟	森田　昌伸	池永　滿子	和歌山県和歌山市直川三六―	二六、七、二四
七夕会	田中　慧	河野みゆき	東京都葛飾区西水元二―六―九	二六、七、七
田母神としおの会	田母神俊雄	鈴木　新	東京都港区赤坂四―五―二一	二六、六、六
動物愛護党	福島　景	福島　景	大阪府柏原市平野二―八―二〇	二六、四、三
日本宏道会	津波古　博	津波古　博	東京都新宿区歌舞伎町二―四二―一三	二六、六、二
日本事業育成会	小垣　喜信	唐橋　太一	神奈川県横浜市南区高根町三―一七―三	二六、七、一八
民間教育政治連盟	森本　一	野元　猛	大阪府大阪市北区梅田一―三―一	二六、四、一

㈡　法第十九条の七第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
犬丸かつこと共和党	犬丸　勝子	太田恵美子	福岡県福岡市東区箱崎二―四二―一	参議院議員	二六、六、九
素心会	江口　一雄	江口　一雄	千葉県八千代市勝田台一―六―二	衆議院議員	二六、七、一
室井邦彦後援会	室井　邦彦	藤生　賢哉	兵庫県尼崎市東難波町五―七―一八	参議院議員	二六、七、九
湯澤大地後援会	湯澤　大地	湯澤　大地	神奈川県鎌倉市大船一―二五―一一	衆議院議員	二六、七、三一
和田政宗後援会	和田　政宗	和田　美穂	宮城県仙台市青葉区上杉一―五―一三	参議院議員	二六、六、六